つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該相手国団体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において同条第十項の規定により当該特定上場株式等対象配当等に対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該相手国団体であつて、かつ、外国
第十六項	相手国等の権限ある当局
	同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める
第十七項第二号	租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除
	を同項
第十七項第三号及び第五号	係る配当等
	第二号の租税条約の相手国等
	外国

	外国の租税に関する権限のある機関
	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用を受けるための
	を前項
	外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項又は第十項の規定の適用
	係る対象配当等
	外国

6　租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第十五条第一項から第十項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第九条の十の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	租税条約の規定に基づき軽減又は免除
第二条第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項から第十項までの規定の適用
第二条の二第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第六条第一項において準用する第二条第一項
第二条の三第一項	同令第六条第三項において準用する第二条の三第一項
第二条の四第一項	同令第六条第四項において準用する第二条の四第一項
第二条の五第一項	同令第六条第五項において準用する第二条の五第一項
若しくはその	、その事業が管理されている場所の所在地若しくはその
第二条第六項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項において準用する第二条第六項
第二条の二第一項第十一号	同令第六条第二項において準用する第二条の二第一項第十一号
第二条の三第一項第十一号	同令第六条第三項第十一号において準用する第二条の三第一項第十一号

7　租税条約等実施特例省令第三条の規定は、外国預託証券（株主との間の株券預託契約に基づき預託を受けた株券に係る株式につき、外国において発行される当該株式に係る権利を表示する有価証券をいう。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十四条第一項に規定する剰余金の配当につき法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第三条中「法第三条の二第一項から第十一項までの」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の四第一項第十一号	同令第六条第四項において準用する第二条の四第一項第十一号
第二条の五第一項第十号	同令第六条第五項において準用する第二条の五第一項第十号

第一項	租税条約の相手国等内で
	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）において
	法第三条の二第一項から第十一項まで又は
	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）又は
第二項	相手国等
	外国
	同条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項（同条第十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	これら
から第十一項まで	、第三項、第五項、第七項又は第九項
第三項	第二条から前条まで
	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで、第十五項から第十八項まで及び第二十項（第六号ホを除く。）から第二十三項まで（第六号ホにおいて準用する第二条第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで及び第十五項から第十八項まで（第六号ホを除く。）を除く。）並びに同令第六条第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで及び第十五項から第十八項まで（第六号ホにおいて準用する第二条第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで及び第十五項から第十八項まで（第六号ホを除く。）を除く。）並びに第二条の五第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで及び第十五項から第十八項まで（第六号ホにおいて準用する第二条第一項から第四項まで、第六項から第十三項まで及び第十五項から第十八項まで（第六号ホを除く。）を除く。）から第十九項まで